

## 南行徳フットボールクラブ規約

### (総 則)

第1条 本クラブは、南行徳フットボールクラブ（以下南行徳F C略称する）と称する。

### (目 的)

第2条 南行徳F Cは、サッカーをとおして少年少女の健全な育成と相互の親睦を図ることを目的とする。

### (組 織)

第3条 南行徳F Cは、地域の小学生までの男女を部員とし、その保護者を会員とする育成会、並びに、育成会経験者及びサッカーの実技指導を行う指導者等により構成する指導部を持って組織する。

### (入 部)

第4条 南行徳F Cに入部を希望する場合は、その保護者の責任もと、入部届及び同意書を南行徳F C代表に提出し、入部の許可を受けなければならない。

### (退 部)

第5条 部員は、小学校の卒業をもって退部とする。ただし、退部を申し出る旨の書面の提出があった場合は、代表が書面を受理した日、または貸与品のある場合はその返却のあった日、のどちらか遅い日をもって退部とする。

### (運 営)

第5条 南行徳F Cは、育成会並びに指導部により運営される。

### (役 員)

第6条 育成会は、会員の中から互選により次の役員を選出し、総会の承認を得て置く。ただし、会計監査においては、会員または育成会経験者とする。

会長(1名)、副会長(若干名)、会計(1名)、学年代表、副代表(各1名)、会計監査(1名)。

役員の任期は、当該年度内とし、再任を妨げない。

指導部は、指導部員の中から互選により、監督を含む役員を15名を超えない範囲で、役員を選出することができる。

### (役員会)

第7条 育成会役員及び指導部役員をもって役員会を構成する。役員会は、役員の互選により、代表及び事務局等を選出し、総会の承認を得て定める。

役員会は総会に次ぐ決定機関とし、本規約および予算に関わらない、活動・運営等事項について協議・決定することができる。

(総 会)

- 第8条 南行徳F Cは、最高決議機関として、年一回の定期総会を開催する。総会は、部員1名に対し1名の育成会員と指導部役員をもって構成する。総会は3分の2以上の出席（委任状を含む）で、出席者の2分の1以上の賛同をもって、重要事項の決定を行う。また、臨時総会の必要があるときは、代表または育成会会長がこれを招集する。

(会 計)

- 第10条 南行徳F Cの運営は、入部金・部費等によって行う。
- 第11条 入部に際し、部員は入部金（千葉県サッカー協会及び市川市サッカー協会登録料、スポーツ安全保険料）を納める。部費を、月2,000円（3年生以上、1・2年生は月1,000円）とする。なお、未就学児については、別に代表が定める。
- 第12条 部費は1か月単位とし、南行徳F Cに入部した日の属する月から、退部した日の属する月までとする。なお、書面により休部の申し出があった場合、その期間の部費は免除する。

(活 動)

- 第13条 練習及び各種サッカー大会への参加のほか、地域に対する奉仕活動や各種スポーツ、レクリエーションを主な活動とする。

(損害賠償)

- 第14条 南行徳F Cの活動において発生した事故等の保証については、スポーツ安全保険の範囲内とする。それ以外の障害等が生じた場合、その損害賠償等の責任は一切負わないものとする。

(附 則)

- 第15条 本規約は、育成会員の3分の2以上の賛同をもって、改正することができる。

第16条

- 1 本規約は平成3年4月1日より実施する。
- 2 平成19年度総会にて一部改訂。
- 3 平成22年度総会にて一部改訂。
- 4 平成25年度総会にて一部改訂。
- 5 平成29年度総会にて一部改訂。本規約は平成29年4月1日より実施する。